西欧近代社会のなかで誕生をもっている。十九世紀の

X

2000年 (平成12年) 11月24日 (金曜日)

言語の重要性をいち早く洞 する際にはほとんど無視さ って個別の社会現象を分析

橋爪 大三郎著

言語派社会学の原理

組を提示

社会の特殊性を反映してい

観性や普遍性を標榜してい

据えられ

る要素であるゆえに、かえ 間を特徴づける本質的な要 めらゆる社会現象に通底す であることは、 いる。 学のなかで 二・三十年 会現象を分 しながら社 析する方法 誰もが知 られることになった。本書が、ここに一つの形が与えかたちで発表されてきた 本枠組を提示するととも に、その柱の一つである「権 「言語派社会学」の基



ある。 力」について論じたもので

語という基底的な要素から 「言語派社会学」は、言

義との方法論的対立は、「個 (ミクロ)と社会(マク

線、権力制度など、権力のあてられ、権力源泉、権力に焦点がていく。

「状況環」とよばれている つねに当事者にとって現前 に根ざしている。

断ち切ったうえで新たな社代社会との関連をいったん 学を根底から問い直し、 のが「言語派社会学」のプ る。そうした既存の社会科 意味を重視する主観主義 ログラムである。例えば 会理論を構築しようという

生 喜語 / 17 権力と其何。/

46判・305頁・2900円 洋泉社 4-89691-479-1

う氏は東京工業大学教授

社会学専攻。東大大学

★はしづめ・だいさぶろ

理論社会学専攻)

院博士課程修了。

「橋爪大三郎コレクショ

はじめての構造主義

「橋爪大三郎の社会学講

ミクロとマクロの対立を乗り越えて する いう第三の立場に立つこと 「意味の客観主義」と 三つの作用をも 之 的な精緻化をとげてき 運のなかで定義されたマク 刀概念と、全体秩序との関 かで定義されたミクロな権 ミクロな権力 ミクロな のレベルにまたがっている 既成の枠組みにとらわれる ずるものとなろう。 があることを考えるなら の構築を目指している点 埋論化することは難しい 現代社会はあまりに複雑 しゆき氏=東北大学教授 そうした状況にあって ミクロとマクロの二つ 橋爪氏の議論は、今後 本書は「志の高い」作

概念に頼らず、言語を中、私学が自明視してきた基本あげたものだ。従来、社会 言語派社会学の原理 て人間や社会をとら のか。性とは何か。『権力とはどろいろ』 橋爪大三郎著

短信

朝日新聞 2000.11.26 (1)

# 公共性とは何か

爪 大三郎

公共性の概念は, ある問題領域が, 不特定の人びとに開かれているところ に成り立つ. 公共性が人びとに明確に意識されるのは, 税, 王制, 法, 宗教, 市場, 言論といった公共性の装置が, 制度的に機能する場合である.

ヘーゲルとその流れをくむ批判社会学は,近代国家が市民社会のうえに立 つ公共的な存在であると前提している.しかし,市民社会は本来,契約の自 由を核とする公共性を実質としていると考えられる. 自由な市民が, 契約の コストを税のかたちで負担することが、公共性の原型である。

国際社会が直面するこれからの課題は、環境という公共財を維持するため のコストを負担する,新しい公共性の枠組みをつくり上げることであろう.

キーワード:公共性,税,環境

「公共性」は,歴史の浅い日本語であり,英語の publicity やドイツ語の Öffentlichkeit に相当する言葉として使われている. この言葉がどのような意義と 問題領域を包含するのか, 社会学の観点から考察してみたい.

# 1 公共性の構造

公共的であるとは、広く社会に開かれていること. もう少し狭い範囲に閉じら れていること(私的であること)と対立する、相対的な概念である.

欧米の人びとが公共性について考える場合、まっ先に想いうかべるのはギリシ ャの古典民主制であろう. アテネでは、自由な市民たちが集まって言論を戦わせ、 都市国家の経営について民主的な意思決定を行なった. H. アーレントは『人間の 条件』で、古代ギリシャの公共性のあり方を詳しく考察している。彼女によれば、 自由な市民たちは、めいめいが私的な領域=家(オイコス)の主人であり、そこ で生活を支え,家族や奴隷に絶対の権限をふるう. いっぽう公共的な領域は,生 活をかえりみる必要のない言論の場、思索と競技と政治の場=ポリスである. 生 命を維持するための私的な労働から解放されてはじめて、人は公共の場に登場す ることができるのだった (Arendt 1958=1973).

民主的ではないにせよ、似たような構造は、古代中国にもみられる. 孔子が儒 教思想を形成した当時, もともと「君」の私的な家内奴隷だった「臣」が, 官僚 となって、自由民である「民」の上に立ち、一群の都市国家を統治する体制がで

社会学評論 50 (4・19) 451

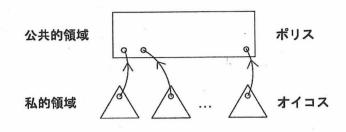


図1 古典古代の公共性

きあがっていた. 孔子が養成した「士」は、自由民でありながら、戦闘や識字などの特殊技能によって、あえて官僚の列に加わろうとした新興階層の人びとである(宮崎 1974). それぞれの家(血縁集団)を経営する伝統的な知識に対して、儒教は、新たな公共性の領域の、あるべき姿を提示する試みであった.

都市国家が形成される以前の社会(血縁によって組織された社会)についても,公共性を考えることができないわけではない.社会人類学はふつう,血縁にもとづく人びとの組織を,小さいほうから順番に,家族/拡大家族/リニジ/クラン(氏族)/部族(family/extended family/lineage/clan/tribe)と名づけている.このうち相対的に小さな組織から,より上位の組織をながめれば,それはいくぶんか公共的な性格を帯びている.たとえば,儀礼や戦いや婚姻などの機会に,特別なやり方で財貨やサーヴィスが交換される.それは,下位の組織にとって不本意な負担であっても,上位の組織を支えるための義務として受け入れなければならない.



図2 親族組織のハイアラキー

このように見ていくと、公共性を成り立たせる条件がひとつ浮きぼりになる. まず、相対的に閉ざされた小さな範囲(たとえば、家族)があり、その外に、もっと広い範囲の社会関係が拡がっている。このどちらの範囲に属するかによって、人びとの行動や、社会関係のあり方が違ったものになる。たとえば、親密である/よそよそしい、共同生活する/自律している、性がタブーとなる/結婚でき る,など、そして、より広い範囲のほうが、より公共的な場であるとみなされる、こうした対比は、幾重にも複雑に入り組んでいるかもしれないが、単純化され、明確なひとつの境界をもつ場合もある、後者の典型が近代社会、すなわち公共性の領域をもっとも明確に意識できる社会である。

すべての社会が、近代社会と同じような、公共性にあたる言葉や概念をもっているわけではない。それでも、以上のように考えるなら、どの社会にも、なにがしかの度合いで、公共性がそなわっていると言える。それは、動物の群れと対比すれば、明らかになる。

人間社会の特徴のひとつは、必ず、家族(小さな範囲の集団)/社会(もっと大きな範囲の集団),の二重の構造をそなえていることである。チンパンジーの群れでは、こうした二重の構造がはっきりせず、群れ全体がひとつの家族のようになっている。そのような場合、公共性の領域は成り立ちようがない。それに対して、人間社会には、インセスト・タブーがあって、家族を成り立たせる個体間の関係(親子やオスメスの関係)と、社会を成り立たせる個体間の関係が異なっている。個々の家族に対して、社会はより「公共的」である。

こうした基本的な構造を踏まえながらも、人間社会のあり方は多様であり、家族や社会の構造も多様である。それに応じて、それぞれの社会が異なった公共性のあり方をそなえている。そして、歴史のなかで変化を重ね、鍛えられながら、明確な公共性の概念や制度を析出させていった。

そこでつぎに,歴史のなかで生まれたさまざまな公共性のための装置とその性能について、考えてみる.

# 2 公共性の装置

社会を、さまざまな密度と濃淡に染めあげられた社会関係の全体として、おもい描くことができる。社会のなかで、ある人びとは排他的に結びつき、ある集団は明確な輪郭をもって他と区別されていよう。

公共性は、そんななかで、その社会のすべての人びとに開かれたある問題領域 を提示する。

公共的な問題領域が目に見えるかたちになった最初の証拠は,税である.

税は、通常の社会関係である互酬的(reciprocal)な財のやりとり(贈与の交換)と対照的に、ある範囲の人びと(や集団)からの一方向的な財の移動(収奪)である。

人と人,集団と集団,親族と親族は,根拠もなしにいっぽうがもういっぽうより絶対の優位に立つことはないから,両者の関係は一般的に,互酬的となる.社会人類学が発見した親族組織間の広汎な互酬のネットワークは,そのひとつの例である(Lévi-Strauss 1949=1978;山本・山本 1996).この場合,ある範囲の人びとのあいだにはたらく禁制(消費の禁止)が,贈与をうみだすが,それは贈与を受ける側の人びとにも同様にはたらいている.すべての物財やサーヴィスは,贈

与の交換の単位となる人びとの手によって、生産され交換され分配されており、 それをうわまわる範囲でしか生産・分配できないような財は存在しない.

この条件が破られるとき、たとえば、親族組織や村落をこえた範囲の人びとが共同で生産すべき物財(灌漑や治水の設備)やサーヴィス(戦争)が人びとの生存の条件となるとき、公共財とそれをまかなう税の制度が生じる。公共財は、経済学では、「誰でもそれを享受でき、しかも誰かの享受が、別な誰かの享受を妨げないもの」のように定義されている。誰かが享受したからといって、公共財の価値は目に見えて減ることはないわけだが、実際には、公共財の維持補修や生産のためには、膨大なコストがかかっており、それをある組織が専門に分担するほかはない。この組織(エージェント)に、必要な物財やサーヴィスを供給するための仕組みが、税である。

公共財~税~公的エージェント(国家)は、このように、ひとつながりのものとして存在している。税が存在する社会では、その社会のどの個々人や組織の利害にも還元できない「共同利害」が存在しており、そのことを人びとが認知している。そうだからこそ、人びとは一方向的な財の移動(税)を受け入れる。

公共的な問題領域が存在することの、つぎの証拠は、王 (king) の存在である. 人びとから定期的に税を徴収するには、安定した権力が必要である. 王制は、権力を血統によって継承する制度であり、権力を安定して存在させるための仕組みである. 血統によって身分や地位や資産を継承するやり方は、古くから行なわれていたので、公的エージェントの権力を継承する仕組みにも血統を利用するのは、自然な発想であった. M. ヴェーバーの『古代ユダヤ教』は、偶然に現れたカリスマ的権力が士師 (裁判官) の時代をへて、安定した王制に移行するダイナミ

権力は、その社会を構成する人びとすべてを拘束する可能性のことであるから、そもそも公共的な性格を帯びている。王は、そのような可能性を手にしている(と人びとが信じる)人物であり、みずから意図して権力を行使できる。王が権力を行使できるのは、彼が王だからであり、彼が王であるのは、彼が権力を行使できる限りにおいてである。単純な自同律(循環)が、ここに成立している。王の出現とともに、こうして、権力の公共的な所在が明らかになる。それが公共的であるのは、その社会の資源を動員できる(原理上はすべての人びとに開かれた)チャンスとして、人びとが権力を認識するからだ。

公共性と不可分のもうひとつの装置は, 法である.

ズムの実例をみごとに描写している (Weber 1920=1964).

法理学者のH. L. A. ハートによれば、どんな社会も、法のもっとも原初的な形態として「責務を課すルール (rule of obligation)」をそなえている(Hart 1961=1976). これは、たまたま社会的に非難されるべき行為をした者がその責務を問われて、任意の人びとから非難をこうむるという慣習をいう. 責務を問われ、

責務を問いうる可能性が誰にも開かれている点で、このルール(もっとも原初的 な法)は公共性をそなえていると言えよう.

これが少し発展したものとして、仲裁がある。この場合には、責務を問われる/責務を問う双方が、直接に問題を決着するかわりに、仲裁人に結論をゆだねる。問題は、仲裁人自身も、利害を背負っていることである。対立する双方は、仲裁人に任せたほうが、自分たちで腕ずくで決着するよりもましだ(コストの面でも、裁定の内容でも)と信じているが、このことは、仲裁人が対立する双方の置かれた利害の社会的文脈を超越していることを意味しない。仲裁は成功するとは限らず、新たな紛争の出発点になるかもしれない。

すべての人びとが従うべき「法」があるという観念は、人びとの利害から超越した「法の執行者」が存在しうるという信念と対応している。後者の信念が可能であるためには、何が法であるかが、裁定に先立って事前に宣布され、それにもとづいて法が執行されたと人びとが確認できなければならない。「法の執行者」自身が法に縛られるとき、法は完全となる。すなわち、利害の社会的文脈から切り離された超越的な「法の執行者」が存在できるなら、法の執行者が誰であるかとは無関係に法そのものが存在すると信じることも可能になるのである。

公共性のもうひとつの装置である宗教が,多くの場合に法のかたちをとるのは, だから偶然でない.

多様なあり方をする宗教の、すべてをカヴァーする定義を与えるのは簡単ではないが、「日常の社会生活では必ずしも自明でないことがらを、前提してふるまうこと」と定義しておこう。ここで「自明でないことがら」とは、「先祖」であったり、「死後の世界」であったり、「神」「霊」「仏」であったりする。

「先祖」はかつて実在した(いまは実在しない)人間であるが,その人間がいま,なんらかのかたちで「存在」すると考えることで,いま実在する人びとの社会関係が,秩序あるものになる.それは,数直線に無限遠点( $\omega$ )を追加することでより望ましい性質(完備である,など)がえられるのと同じように,社会に実在しない架空の存在( $\omega$ ) を追加することでより望ましい性質をもたらそうとする工夫であると考えられる.

ユダヤ教やイスラム教の「神」は、この点もっとも徹底したものである.それは、この社会の外部にあり、人間でさえもない.そして、絶対の権威をもって、人間に法(ユダヤ法、イスラム法)を与える.それは、絶対の規範として、すべての人びとの行為の規準となり、社会構造を規定する.すべての人びとが平等に神に対して義務を負うというあり方が、社会の公共性を確認する原点になっている.税は神のためのものであり.王の地位は神が保証する.

もうひとつ、公共性にとって欠くことのできない装置として、市場がある. 市場は、貨幣 (money) によって媒介される交換のシステムである. 貨幣の特 徴は、最終的な支払手段であって、受け取りを拒否できないことである。これを 反対側から言えば、誰であろうと貨幣を支払いさえすれば、市場で商品を購入す ることができる。商品の売り手は、客を選別して断ることができない。これが市 場のルールである。すべての人びとに対して、商品を入手するチャンスが開かれ ていること——これが、市場の公共的な性質の実質である。

市場は、人びとの個性や、めいめいが置かれている社会的文脈を抹消し、貨幣を媒介にした交換だけを行なうという、非人称性をそなえている。商品が同じであれば、売り手は他の売り手と、買い手は他の買い手と、置き換え可能である。そこで市場では、多数の売り手と買い手の競争的な関係を通じて交換条件(価格)が決定されていくという、「需要供給の法則」が成立する。

社会的文脈を抹消することによって成立する市場は、マルクスがのべたように、最初は共同体と共同体のあいだで成立するしかなかった。交換されるのも、ごく限定された一部の財に限られていた。その領域が次第に拡大し、貨幣によって多くの種類の財を購入できる商品経済、さらには、原則としてすべての種類の財が購入できる市場経済へと発展してゆく。市場経済は、公共性の原理を社会全体に行き渡らせ、近代社会を出現させる決定的な効果(破壊力)をもった。

最後に、公共性の最終的なよりどころとなる重要な装置をあげるなら、それは 言論である。

言語はその性質上、誰にでも理解でき、その意味で、はじめから公共的な(開かれている)存在である。けれども言語は、大部分の場合、個々人がその周囲の人びとに対して話しかける際に生まれる。それらは、発せられるそばから消失し、拡散し、あるいは互いに打ち消しあって、社会全体に大きな効果を及ぼすことはない。

言語が、社会のすべての人びとに対して無視できない影響を及ぼすことができるためには、それが特定の形態のもの(言説)に編成される必要がある。言語は、特定のパターンに成形され、反復されるならば、長い寿命と到達距離を獲得し、意味作用にもとづく独特の効果を人びとに及ぼすことができる。具体的には、定型化された詩的な表現(韻文)、それを用いてさまざまなストーリーを世代間に伝える伝承(神話や伝説)、それをさらに文字に書きとめたテキスト(法、歴史、宗教など)がある。こうした言説編成(discourse formation)の発展は、論理、文法、語義解釈といった、言語使用と思考の規則についての確立した技術をもたらす。

言論は、特定の価値観や事実といった、根拠にもとづく言説を個人的に公表し、他の多くの人びとに影響を与える活動である。個人が言論を公表するためには、印刷・出版が重要な手段となる。言論が言論であるという理由で、自由に公表を認められるまでは、ひとすじ縄でなかった。けれども、近代社会の成立にとって、言論の自由は不可欠の要素である。人びとが自由にどんな言論にも接近でき、さまざまなアイデアや事実を知り、他の人びとの思考を了解して、自分の思考と言

論を組み立てる. 言論は言論とのみ, 戦う. この原則があって, 人びとははじめて. この社会のさまざまなことがらを, 自由に考えることができるのである.

言論の制度によって支えられた知の活動は、科学やジャーナリズムといった、近代に特有の言説をうみ出した。それでは、言論と、そのほかの公共性の装置とはどのように複合して、近代社会を構成しているのか。この点を、つぎに考えてみる。

### 3 近代社会における公共性の諸相

公共性を考える場合,戦前・戦後を通じてわが国に根強い発想(たとえば、公法/私法を重大な区分だとみなす発想)は、ヘーゲルの学説の影響を受けている。ヘーゲルの影響は、マルクスを経て、ハーバーマス(Habermas 1962=1994)にも及んでいる。

ペーゲルは、社会と国家とを、対立したものとみなす。市民社会は、欲望のうずまきであり、そこでは個々人が、私人としての利害を主張して対立しあっている。市民社会の内部の論理では、これを克服することができない。そこで、市民社会の内部の矛盾を乗り越えるために、その反対物である、国家が必要となる。国家は、私的な利害の反対に、百パーセント公共的であって、市民社会の矛盾を解消するためのさまざまな活動を行なう。軍事、外交、警察、司法、教育、保健衛生……。今日ならこれに、福祉や環境をつけ加えるべきかもしれない。いずれにせよ国家は、市民社会を超越するメタレヴェルに立ち、不完全な市民社会を完全にするために活動する。国家の役割はそれ以外にないのだから、反面、国家は市民社会に依存しているとも言える。結論として、市民社会と国家とは、それぞれ私性と公共性とを体現しつつ、互いに依存しあいながら対立しているという像が描かれる。

へーゲルによれば、市民社会そのものも、高度な歴史的発展の産物である.人間はもともと、家族をベースにした、私性と公共性とが渾然一体となった「人倫 (Sittlichkeit) の共同体」を生きていた.それが、市場経済や都市文明の発展をきっかけにして、解体・変容し、最終的には市民社会と国家の抱き合わせの関係に帰着する.そのような、弁証法的な歴史の運動によって、近代社会がうまれたとする(Hegel 1807=1979).

国家がなければ市民社会は完全でない、という考え方は、ドイツや日本のように遅れて近代化をスタートさせた国々の実情にあうものだった。市場経済が未発達のため、国家が主導して近代化を進め、市場でも、別格の存在としてふるまった。ロシア(ソ連)や中国といった社会主義国家も、その延長上で考えることができる。これらの国々では、国家は公共性を独占的に体現した存在であり、国家以外の組織や団体が、それに反対することはできなかった。

けれども、ヘーゲルがおもい描いたような市民社会と国家の関係は、一面で非

現実的なものだった. 国家も実際には、(市民社会のさまざまな組織や団体と同じように) ひとつのエージェントにすぎず、その限りで、独自の利害を抱えている. 王にせよ官僚にせよ、市民社会の社会関係のただなかに置かれており、そこから自由でありえない.

現実の国家のあり方は、したがって、公共性の理念からともすれば逸脱していく傾向があると考えられる。それは、国家が独自の利害をもつからである。市民が、その逸脱を、市民社会の側から糾弾する。それが可能なのは、ひとつには市民が、国家の根拠である公共性の理念をつきつけるからであり、もうひとつには、市民が理性にしたがって行動するからである。市民は、十分に理性的なため、自分の利害を離れて行動できると信じられている。

国家をチェックするこのような市民の活動が、批判である. 批判は、理性的でなければ実行できないので、しばしば知識人がその役割を買ってでる. また批判は、言論によって行なわれる.

批判は、国家の逸脱を、市民が正しい方向にひき戻す可能性を与えているようだが、これもまた、非現実的な設定であろう。国家が実際に、市民社会のなかのエージェントでしかなかったのと同じように、市民もまた、市民社会の社会関係から自由ではありえない。知識人の言論は、商品として流通するのでなければ多くの人びとのもとに届くことはないし、市民の構成する組織や団体も、さまざまな個別利害にとらわれている。市民が、国家に対して、一方的に公共性を体現する存在であると、単純に考えるわけにはいかない。

もう少し、別なふうに考えてみることもできる.

市民が国家を「批判」しなければならないという批判哲学や批判社会学の問題意識は、国家が公共性を独占し、国家が市民社会に対して超越的な存在としてふるまっていると前提するからこそ、うまれてきた。ヘーゲルが設定した、この最初の前提を取り除いてしまおう。そして、市民社会そのもののなかに、公共性が宿っていると考えてみる。国家は、市民社会のなかの単なる一機関として、市民社会の公共性を代行しているにすぎないと考えてみる。

このように考えるには、近代市民社会を、前節でのべたような、さまざまな公共性の装置が組みあわさった全体として、再構成してみるとよい、それには、功利主義の伝統やプラグマティズム、またR.ノージックの議論(Nozik 1974=1989)などが補助線となる。

市民社会の公共性の、原点にあたるものは何かと考えれば、それは契約である. 近代市民社会は、自由な個々人から構成されている. 個々人は、自由な権利の 主体であって、他者の権利をさまたげない限り、何にも拘束されない. 拘束する ものがあるとすれば、それは自らの意思である.

市民社会において、なにか確立した社会関係がありうるとすれば、それは契約によるほかはない、契約は、自由な個人と個人が、双方の意思(合意)によって、

互いを拘束する取り決めである (川島 1965). 契約を交わすことによって、自分の行動の自由は制限されて不利益をこうむるが、相手の行動の自由も制限されて予測可能になるのは利益になる. 双方にとってその利益が不利益をうわまわる場合に、契約が結ばれる.

契約は,個々人の私的な利害にもとづく行動を,より公共的なかたちに変換する,法的な手段である.個人Aと個人Bが,契約(売買契約,貸借契約,雇用契約……)を結んだ.そのことは個人Cの知るところとなり,Cはその契約の存在を前提として行動するようになる.契約は,任意の第三者に対して効力をもつものであり,その意味で,公共的である.

契約の自由――誰もが誰もと、どんな内容の契約を結んでもよい自由――こそ、近代市民社会の特徴であり、大前提である. 契約の自由のうえに、市場も、企業も……市民社会のあらゆる組織や機関が構成されている. 近代以前の伝統社会では、人間の行為を考える場合に、身分や地位など、彼をとりまく社会的文脈を考慮しないわけにはいかないが、近代社会ではそうした社会的文脈は無視できるものになる. 社会的文脈を抹消できることと、個人が自由であることとは、同義なのである.

契約は、保護されなければならない。相手方が契約に違反したら、対抗措置が必要になるし、第三者に対しても契約の効力を主張できなければならない。契約を保護するのは、裁判所であり、最終的には、強制力をもった国家の役割である。

ところで、国家も個々人の構成する機関だから、近代社会の原則から言えば、 契約によって作られる以外にない、そこで、つぎのような循環が生じている.

- ① すべての契約に対して、国家が保護を与える.
- ② 国家もまた、契約によって作られている.

この循環をどのように立ち上げるかという、起源の問題を解決しなければならなかった啓蒙思想家たち(ロックや、ルソーや……)は、②の契約を、「社会契約」として市民社会の出発点(外部)に置き、すべての人びとが従わなければならない神聖なルールだとした。けれども、市民社会がそれなりに定着したいま、私たちは、この循環を単にそのまま認めてしまえばよい。そして、「すべての契約は、みずからを保護するためのコスト(もうひとつの契約~②)を負担しなければならない」という原理を承認すればよい。このコストが、国家の保護を受けて自由に契約を結ぶ個々人が負担すべき「税」である。

古典的な法学では、国家の行動に関わる法律を公法、それ以外(国家でない私人の行動に関わる法律)を私法、と区分してきた、けれども、そうした区分にさほど根拠があるわけではない。個々人が誰とでも契約を結ぶことができ、契約の可能性がすべての人びとに開かれていることが、すなわち、近代社会の公共性だと考えられる。国家は、契約を保護するというサーヴィス(一種の公共財)を社会全体に提供し、そのコスト(税)を受け取っているだけの、機関である。公的

サーヴィスの分野に、民間団体が参入することは、最近ますます歓迎されている。ということは、あべこべに国家自身を、そうした団体のひとつとみなしてもよいことになるのではないか。

利潤を追求する私企業/公共性に奉仕する国家,の二分法をヘーゲルや古典法学は強調してきたが,その反対に,私企業~公的サーヴィスを行なう民間団体~ 国家,をひとつながりの連続的な存在と考えてみよう.

西欧文明には国家のほかに、公的サーヴィスを行なう団体として、教会の伝統がある。教会は、ボランティア・ベースで運営されている。聖書には、十分の一税の定めがあるので、献金は信者の義務と考えられているが、実際にいくら支払うかは自由である。そして集まった金額は、神のもの(公共のもの)として、教会の有意義な活動に用いられ、使途が会計報告される。

さまざまな財団やNGOも、そして政党も、教会とほぼ同じ考え方で組織・運営されている。これらの団体は、設立目的や活動計画を、公衆(不特定一般の人びと)に説明する義務を負っており、会計報告も同様に期待されている。教会でない組織に神はいないが、その代わりに公共性が位置している。公共性に奉仕する行為様式は、教会がつちかった行為様式と同型なのである。

このように考えるなら、各国の消費税がだいたい10%前後なのも、十分の一税を連想させるという点で興味ぶかい、消費は、私的な個人のための活動であるが、そのコストの10%を、税のかたちで公共のために還元する。そこには、私的な領域と公的な領域が連関をもつべきであるという思想が生きている。

公的サーヴィスの特徴は、通常の商品と違って、それを享受する人とそのコストを負担する人とが必ずしも一致しない、ということである。そこでそのコストを、税によって負担するのが原則となる。ただ、税金を使うからといって、公的サーヴィスをすべて公務員が行なう必要はない点に注意すべきだ。ゴミ処理の予算が決まったら、競争入札で民間企業に委託する。保健衛生も、教育も、介護も、老人ホームも、水道も、電気ガスも、警察も、司法も、一般行政さえも、このやり方で運営できる。競争がなく、効率が悪く、資源が浪費されれば、結局は納税者の負担が重くなって、公的サーヴィスの質も低下してしまう。軍事、外交などごく一部の政府の業務をのぞいて、すべての公的サーヴィスを原則として民間企業(ないし、行政法人)が行なうという、現実的な選択肢があることを理解すべきだ。

市民社会そのもののなかに公共性を認めるとは、社会をこのように再解釈し、 国家をこのように再組織することなのである.

### 4 近代国家は相対化できるのか

さて、国家を市民社会に対立するものでなく、市民社会と連続的なもの、市民社会のなかに解消できるものと考えてみたわけだが、そのように結論してしまう

まえに、まだ考慮すべき問題が残っている.

市民社会の根底に、契約の自由があると考えた.これは、言い換えれば、市場経済(すべての資源の配分を売買契約にもとづいて行なうシステム)がその根底にある、ということである、市民社会と市場経済は、同じコインの表裏である.

市場経済は、普遍的なものである。国境や制度や民族の垣根をこえ、地球上をどこまでも拡がってゆく。一般の商品に加えて、資本や情報もすみやかに移動するようになり、冷戦の壁も崩れた。経済のグローバル化は、とめどもない趨勢となっている。地球上の誰もが誰もと、自由に商取引を行なうのが、その究極の姿である。

それに対して、公的サーヴィスが提供される範囲(すなわち、税を徴収する範囲)は、地球上のごく局限された区域(国民国家)にとどまっている。国民国家は、民族や宗教、法制度など歴史的な経緯で存続している人びとのあいだの区別をもとに、形成されている。国民国家が現在のようなかたちで存在していることには、それだけの理由がある。国民国家の壁をすぐにも取り払えると考えるのは、現実的でない。

それでは,近代国民国家は,まだまだ当分のあいだ,存在し続けるのであろうか.

近代国家がなくならない理由は、少なくとも2つある。ひとつは、国ごとの経済的な格差が大きいこと。経済格差を無視して国家を合体してしまえば、相対的に豊かな国に住んでいた人びとは税負担が増えて、生活水準が下がってしまう。統一ドイツのようなことになるのでは、反対が起こって当然だ。もうひとつは、社会制度や文化の違いが大きいこと。言語を例にあげても、国中がひとつの言葉で統一されていれば、たしかに便利である。あえてそれを捨て、別な言語を共通語にするのでは、コストが大きすぎる。

それでも、長い目で見るならば、経済的な格差も、制度や文化の違いも、だんだん小さくなる方向に向かっていく、とは言えるだろう。十分に長い時間がたてば、世界はひとつの市場に統合され、ひとつの税体系のもと、人類全体が単一の公共性の空間に住まう(国家が複数あることによる不正義や不平等がなくなる)日がくるかもしれない。

ところが、そうは簡単にいかないだろう、それは、地球環境というもうひとつの要素を考慮に入れなければならないからである.

国家が複数あるあいだは、互いの国益(国民の個別利害)をかかえて、対立し あわなければならない。国益のあいだの矛盾をなくし、国境の壁を低くしていく ためには、経済発展がどうしても必要になる。先進国との格差をうずめるため、 特に第三世界の経済が飛躍的に発展する必要がある。

ところが、地球環境の制約のために、そうした経済発展は天井にぶち当たる. 環境とは何か. それは、システムの外部にあって、システムの前提を提供する

もの. そして,システムの活動によって変化するもの.システムによってコントロールできない点(内生変数ではない点)が.環境の特徴である.

経済活動に必要な鉱物資源,化石燃料や,森林資源,海面の水位や気温,穀物の収量などは、すべて経済システムにとっての環境である。産業革命以来の経済発展を支えてきたこの環境が、経済発展それ自体によって破壊されようとしている。環境が破壊された場合のコストは、経済システムによって再生できないという意味で、とほうもなく大きい。そして経済活動それ自体を、停頓させてしまう。

このように考えてみるなら、環境そのものが、一種の公共財(経済活動に対する、無償のサーヴィス)であることがわかる。それは、すべての国々の経済活動にとって、不可欠の前提となっている。そして、すべての国々が勝手に経済活動を行ない、環境を維持するコストを負担しなければ、破壊されてしまうのである。

ここから示唆される,地球環境問題の解決の方向は,つぎのようなものである.まず,すべての国々が,環境を維持するコストを負担する方式(税)を設定すること.環境税や,炭素税,温室効果ガス排出権(エコライト)といった提案は,これまで近代国家がになってきた公共性をうわまわる,人類規模の新しい公共性を設定しようという試みである.これに失敗すれば,21世紀の国際社会は,あたかも誰も税金を払わない場合の近代国家のように、崩壊に向かうほかはない.

つぎに、この税を徴収し分配するエージェントを創出すること。各国がそのエージェントの権威を認めるためには、近代の主権国家の古典的な枠組みをはみ出す、公共性の新しい哲学、新しい政治思想、新しい価値観が必要になる。

本論では、紙幅の関係上、これ以上この課題を展開できない。ひとつ言えることは、公共性を近代国家と結びつけず、市民社会のただなかに再定義するのでないと、新しい公共性の哲学や思想を構想できないだろう。ということである。

#### [文献]

Arendt, Hanna, 1958, *The Human Condition*, Garden City, N. Y.: The University of Chicago Press. (=1973, 志水速雄訳『人間の条件』中央公論社.)

Habermas, Jürgen, 1962, *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Neuwied: H. Luchterhand. (= 1994, 細谷貞雄・山田正行訳『〔第2版〕公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探究』未來社.)

Hart, H. L. A., 1961, *The Concept of Law*, Oxford: Oxford University Press. (= 1976, 矢崎光圀ほか 訳『法の概念』みすず書房.)

Hegel, G. F. W., 1807, *Phänomenologie des Geistes*, Bamberg: Joseph Anton Goebhardt. (= 1979, 金子武蔵訳『精神現象学』岩波書店.)

川島武宜, 1965, 『民法総則』有斐閣.

Lévi-Strauss, Claude, 1949, Les structures élémentaire de la parenté, Paris: P. U. F. (= 1978, 馬淵東一監訳『親族の基本構造 (上)(下)』番町書房.)

宮崎市定、1974、『論語の新研究』岩波書店、

Nozik, Robert, 1974, Anarchy, State and Utopia, New York: Basic Books. (= 1989, 嶋津格訳『ア

ナーキー・国家・ユートピア』木鐸社.)

Weber, Max, 1920, *Das Antike Judentum*, Tübingen: J. C. B. Mohr. (=1964, 内田芳明訳『古代ユダヤ教』みすず書房.)

山本真鳥・山本泰, 1996, 『儀礼としての経済』弘文堂.

(東京工業大学教授)

# On Publicity

# Daisaburo HASHIZUME Tokyo Institute of Technology

The concept of publicity is essentially connected with an openness of some issues to the public. Publicity becomes conscious when social apparatuses such as tax, kingship, law, religion, market, public opinion and so on, start functioning in a particular society.

Hegel, as well as the critical sociology which has been influenced greatly by him, assumed the modern nation state to be something public which stands high above civil society. However, on the contrary, civil society is based on freedom of contract, which is the very essence of publicity. Citizens share of expenses in the form of tax for contracts can be regarded as a prototype of publicity of a modern civil society.

The urgent problem that international society is now facing is to construct a new framework of publicity which will distribute the share of the burden to preserve the global environment as public goods.

Key words: publicity, tax, global environment